

付 議 第 5 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の越知町の項を次のように改める。

越知町	横畠小学校	平成2年1月1日
-----	-------	----------

別表第1の2級の土佐清水市の項及び高岡郡の越知町の項を削る。

別表第2の高知市の項及び高岡郡の越知町の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校等に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新 新 照 表 旧
対 表 対 旧

別表第1(第2条関係)
へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1 級	高岡郡 中土佐町	略	略
	越知町	横島小学校	平成2年1月1日
	檮原町	略	略
2 級	安芸市	略	略
	四万十市	略	略
	略	略	略
	吾川郡 いの町	略	略
	幡多郡 黒潮町	略	略
3 級	略	略	略
4 級	略	略	略

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1 級	高岡郡 中土佐町	略	略
	越知町	横島小学校	平成2年1月1日
	片岡小学校	略	昭和34年4月1日
2 級	安芸市	略	略
	土佐清水市	宗呂小学校	平成14年1月1日
	四万十市	略	略
	略	略	略
	吾川郡 いの町	略	略
3 級	高岡郡 越知町	黒石小学校	昭和35年10月1日
	幡多郡 黒潮町	略	略
	略	略	略
4 級	略	略	略

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
宿毛市	略	略
略	略	略
吾川郡 いの町	略	略
高岡郡 津野町	略	略

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
高知市	土佐山中学校	平成22年4月1日
宿毛市	略	略
略	略	略
吾川郡 いの町	略	略
高岡郡 越知町	明治中学校	平成22年4月1日
津野町	略	略

越教発第 159 号
平成 27 年 3 月 13 日

高知県教育委員会 様

高岡郡越知町長 小 田 保 行



公立学校廃止届

高岡郡越知町立片岡小学校を下記のとおり廃止したいので学校教育法施行令第 25 条第 1 号に基づき関係書類を添えて届出します。

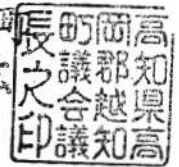
記

- | | |
|-------------|--|
| 1.学 校 の 名 称 | 高岡郡越知町立片岡小学校 |
| 2.廃 止 の 時 期 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 3.廃 止 の 事 由 | 本小学校については、平成 13 年 4 月 1 日から休校状態が継続されており、この間再開されるような児童数にも至らず、新規児童の入学については今後においてもほとんど見込まれない状況であるため、管理運営上本校を廃校し地域コミュニティの場として提供することが施設の有効活用と社会教育の発展にもつながり最善な措置と考え廃止する。 |
| 4.学 校 の 位 置 | 高岡郡越知町片岡字中村 1217 |
| 5.添 付 書 類 | |
| | (1) 廃止に関する条例の写し（議決原本証明） |
| | (2) 位置図 |

平成26年9月18日

原案通り可決確定

高知県高岡郡越知町
議会議員 齋藤政広



議案第41号

越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例について

越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月12日 提出

越知町長 小田 保 行



越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例

越知町立小学校設置条例(昭和40年越知町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表黒石小学校の項及び片岡小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この写しは原本と相違ない
ことを証明する。

平成27年3月10日

高知県高岡郡越知町
議会議員 齋藤政広



越教発第 158 号
平成 27 年 3 月 13 日

高知県教育委員会 様

高岡郡越知町長 小 田 保 行



公立学校廃止届

高岡郡越知町立黒石小学校を下記のとおり廃止したいので学校教育法施行令第 25 条第 1 号に基づき関係書類を添えて届出します。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 学校 の 名 称 | 高岡郡越知町立黒石小学校 |
| 2. 廃 止 の 時 期 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 3. 廃 止 の 事 由 | 本小学校については、平成 16 年 4 月 1 日から休校状態が継続されており、この間再開されるような児童数にも至らず、新規児童の入学については今後においてもほとんど見込まれない状況であるため、管理運営上本校を廃校し地域コミュニティの場として提供することが施設の有効活用と社会教育の発展にもつながり最善な措置と考え廃止する。 |
| 4. 学 校 の 位 置 | 高岡郡越知町鎌井田本村字黒石 6082 |
| 5. 添 付 書 類 | (1) 廃止に関する条例の写し (議決原本証明)
(2) 位置図 |

平成26年9月18日

原案通り可決確定

高知県高岡郡越知町
議会 議長 齋藤政広



議案第41号

越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例について

越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月12日 提出

越知町長 小田保行



越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例

越知町立小学校設置条例(昭和40年越知町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表黒石小学校の項及び片岡小学校の項を削る。

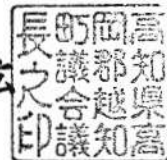
附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この写しは原本と相違ない
ことを証明する。

平成27年3月10日

高知県高岡郡越知町
議会 議長 齋藤政広



越教発第 160 号
平成 27 年 3 月 13 日

高知県教育委員会 様

高岡郡越知町長 小 田 保 行



公立学校廃止届

高岡郡越知町立明治中学校を下記のとおり廃止したいので学校教育法施行令第 25 条第 1 号に基づき関係書類を添えて届出します。

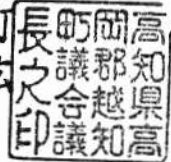
記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 学校 の 名 称 | 高岡郡越知町立明治中学校 |
| 2. 廃 止 の 時 期 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 3. 廃 止 の 事 由 | 本中学校については、平成 19 年 4 月 1 日から休校状態が継続されており、この間再開されるような生徒数にも至らず、新規生徒の入学については今後においてもほとんど見込まれない状況であるため、管理運営上本校を廃校し地域コミュニティの場として提供することが施設の有効活用と社会教育の発展にもつながり最善な措置と考え廃止する。 |
| 4. 学 校 の 位 置 | 高岡郡越知町鎌井田本村字宮床 8720-1 |
| 5. 添 付 書 類 | |
| | (1) 廃止に関する条例の写し (議決原本証明) |
| | (2) 位置図 |

平成26年9月18日

原案通り可決確定

高知県高岡郡越知町
議会議員 齋藤政広



議案第42号

越知町立中学校設置条例の一部を改正する条例について

越知町立中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月12日 提出

越知町長 小田 保



越知町立中学校設置条例の一部を改正する条例

越知町立中学校設置条例(昭和40年越知町条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表明治中学校の項を削る。

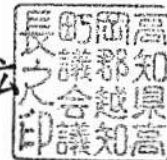
附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この写しは原本と相違ない
ことを証明する。

平成27年3月10日

高知県高岡郡越知町
議会議員 齋藤政広



26土清教学第1278号

平成27年 3月19日

高知県教育委員会 様

土佐清水市教育委員



公立小学校廃止届

下記のとおり、公立小学校を廃止いたしますので、学校教育法施行令第25条第1項第1号の規定により、関係書類を提出いたします。

記

1. 廃止する学校名

土佐清水市立宗呂小学校

2. 廃止の理由

土佐清水市立宗呂小学校は、児童の減少に伴い平成21年3月31日をもって休校となり、校区内の児童については、現在、スクールバスを利用して下川口小学校へ通学をしています。

宗呂小学校区の児童は、出生者数の状況から今後も増加見込みはなく、学校の再校が望めないため、平成27年3月31日をもって廃止とする。

3. 児童の処置方法

児童の通学については、これまで通り土佐清水市立下川口小学校へ通学することとし、その経費は市が負担する。

議案第31号

土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月2日 提出

土佐清水市長 泥谷光信

原案通り可決

平成27年3月19日

土佐清水市議会議長 永野裕夫



本書は原本の写しであることに相違ありません

平成27年3月19日

土佐清水市議会議長 永野裕夫





平成 年 月 日条例第 号

土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例

土佐清水市立小学校設置条例(昭和30年条例第26号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

名称	位置
土佐清水市立下ノ加江小学校	土佐清水市下ノ加江481番地
〃 布小学校	〃 布1,810番地1
〃 幡陽小学校	〃 大岐2,835番地29
〃 窪津小学校	〃 窪津1,421番地2
〃 足摺岬小学校	〃 足摺岬579番地1
〃 中浜小学校	〃 中浜161番地1
〃 清水小学校	〃 幸町7番1号
〃 益野小学校	〃 下益野888番地1
〃 三崎小学校	〃 三崎浦4丁目3番1号
〃 下川口小学校	〃 下川口681番地3
〃 貝ノ川小学校	〃 貝ノ川930番地

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



参考資料7

26 高教政第 1147 号
平成 27 年 2 月 5 日

高知県教育長 様

高知市教育長

松原和廣



学校の位置の変更に関する届出について

標記の件につきまして、学校教育法施行規則第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 高知市立土佐山中学校の位置
変更前 高知市土佐山弘瀬 405 番地
変更後 高知市土佐山桑尾 13 番地
- 2 変更の事由
平成 27 年 4 月 1 日からの土佐山小中一貫教育の開始に伴い、土佐山中学校の位置の改正を行ったもの。
- 3 変更の時期
平成 27 年 4 月 1 日
- 4 添付書類
平成 26 年第 447 回高知市議会定例会 議決事項証明書

高知市立学校設置条例の一部を改正する条例議案

高知市立学校設置条例（昭和43年条例第35号）の一部を次のように改正する。

平成26年12月5日

高知市長 岡崎 誠也

別表2中

「 同 土佐山中学校 同 土佐山弘瀬405番地

」を

「 同 土佐山中学校 同 土佐山桑尾13番地

」に改める。

別表3を次のように改める。

別表3

名 称	位 置
高知市立高知特別支援学校	高知市本宮町125番地

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

上記議案は、平成26年12月19日第447回高知市議会定例会
において議決されたことを証明する。

平成27年2月5日

高知市議会議長 山根 堂



へき地手当等について

1 概要

(1) へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校等に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 15 条）

(2) へき地手当に準ずる手当

へき地等学校等（へき地（1～5級）、準ずる地、特別の地域にある、小学校、中学校、共同調理場）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第 15 条の 2）

2 へき地手当の額

(1) へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

【支給割合】	準ずる学校	1%
	1級地	3%
	2級地	5%
	3級地	7%
	4級地	14%
	5級地	18%

(2) へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×4%（異動から5年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）×2%（6年目）

3 へき地の級地

(1) 基準点数と(2)付加点数（調整点数）との合計点数に応じて決定される。

(1) 基準点数 → へき地条件の程度を測定。

【例】最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。

(2) 付加点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。

【例】自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化。